

正しく知って法人営業に活かそう!

損金算入・不算入の境界線

解説・西田圭吾 (税理士法人西田会計事務所/代表社員) 画・吉田一裕

●仕組みを正しく理解していないと...



◀次のページから損金の仕組みや留意点を解説!

Part 1

損金の基本的な仕組みを正しく理解しよう

- ・法人税の算出時に用いるのが損金
- ・算入・不算入は事業年度や費用の種類で決まる



金

融機関の担当者には、「損金は費用などと同じ」と認識している人が多いかもしれない。損金は法人税法の用語で、法人税を計算する際に法人の所得から差し引く金額を指す。決算書上の費用などを基に計算するのが損金であるため、それぞれが別物であることは明らかだ。

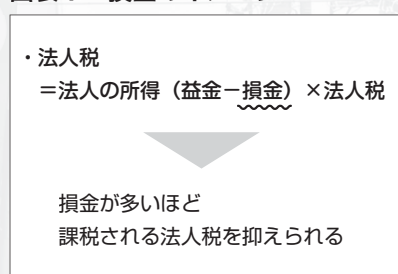
簡単にいえば、損金が多いほど所得を減らせるので、企業は法人税を抑えることができる。だからこそ損金が目されるのだ。マンガのやりとりのように、情報提供すると喜ばれる一方で一部に誤解もみられるので、正しく理解し

て伝えるのが望ましい。

決算書に計上する仕組みに注意が必要

まず、損金の基本的な仕組みをみていこう。法人税法22条3項は、該当する事業年度における①原

図表1 損金のイメージ



(出所) 国税庁通達などより筆者作成

価、②費用、③損失——の額が損金の対象になると定められている。

①原価は、商品の仕入れや製造に直接必要となった金額を指す。損益計算書では売上原価の項目に当たる。計上する時期は、対応する売上と同じ事業年度とするのが原則だ(費用収益対応の原則)。

②費用は、生産・製造の後の工程、販売費および一般管理費が該当する。計上する時期は、債務が確定した事業年度(債務確定基準)。

③損失は、簡単にいえば損益計算書上で経常利益以降の減益要因を指す。損失の事実が生じた事業年度に計上する。

注意すべきなのが、原価・費用・損失はこうした仕組みで決算書に計上されるが、損金は法人税法に従って別の考え方で算定されることだ。

原価や費用、損失が損金として認められることを損金算入、認められないことを損金不算入と呼ぶ。算入か不算入かを判断する際は、法人税法22条3項に則り、⑦対象の事業年度の損金であることと、④法人税法上の損金に該当することが重要となる。

⑦対象の事業年度の損金であることは、原価や費用、損失が、それぞれの定めに基づき、その事実が事業年度中に生じている場合となる。

このうち原価は「売上に対応する事業年度」に計上し、損失は「事業年度内に発生したものを」計上する性質なので比較的分かりやすい。注意すべきは費用だ。

費用は債務確定基準で計上されるため、対象の事業年度中に次の3つすべてに該当しなければ、対象事業年度の損金とは認められない。

- ・債務が成立していること
- ・その債務に基づいて具体的な給付原因となる事実が生じ